

平成29年9月26日
鹿児島県公報別冊

平成28～29年度
行政監査報告書

鹿児島県監査委員

目 次

第1 行政監査の趣旨	1
第2 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の対象及び実施	1
(1) 監査の対象	1
(2) 監査の実施	1
4 監査の着眼点	4
第3 監査の結果	5
1 収入証紙制度の概要	5
(1) 収入証紙制度の概要	5
ア 収入証紙制度	5
イ 本県における収入証紙制度	5
(2) 証紙により徴収する手数料等	5
ア 証紙により徴収する手数料等	5
イ 証紙の納付方法	6
(3) 証紙販売人等	6
ア 証紙販売人の指定	6
イ 証紙取扱者	6
(4) 収入証紙制度における手続等の流れ	7
2 監査の結果	8
(1) 申請受付の状況	8
ア 受付等の体制	8
イ 県外居住者からの申請	8
(2) 処理の状況及び実績報告	9
ア 処理の状況	9
イ 証紙収入実績報告書	9
(3) 部局別証紙収納実績(平成27年度)	10
(4) 証紙販売人の状況	11
ア 指定状況	11
イ 最寄りの証紙販売人(所)	12
ウ 売渡実績	12
エ 証紙販売人の周知・広報	13
(5) 証紙に係る経費の状況	13
ア 証紙の種類	13

イ 証紙の印刷及び経費 -----	14
ウ 証紙販売手数料 -----	14
(6) 現金収納事務の状況 -----	14
(7) 申請者からの苦情・要望等 -----	15
(8) 収入証紙制度上の課題 -----	16
(9) 収入証紙制度のメリット・デメリット -----	17
(10) 主な手数料等ごとの現状と課題 -----	18
 第4 監査意見 -----	20
(1) 証紙貼付のみなし受託の導入の検討 -----	20
(2) 証紙の額面の検討 -----	20
(3) 要望 -----	21
ア 納付方法の見直し -----	21
イ 証紙の消印の取扱い -----	21
ウ 処理簿等による記録管理 -----	21
エ 証紙販売人の周知・広報 -----	21
オ 事務処理の効率化・省力化 -----	21

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、監査委員が行う監査である。

県の事務事業の中から特定の対象を選定し、その事業について、①法令の定めるところに従って行われているか、②県民の福祉の増進に寄与しているか、③最小の経費で最大の効果を挙げているかなどの観点から監査を実施している。

第2 監査の概要

平成28～29年度に実施した監査の結果等は、以下のとおりである。

1 監査のテーマ

収入証紙の取扱いについて

2 監査の目的

法第231条の2第1項の規定に基づき、鹿児島県証紙条例（昭和38年条例第56号。以下「条例」という。）が昭和39年4月1日から施行され、使用料や手数料を徴収するために鹿児島県収入証紙（以下「証紙」という。）が発行されている。

条例施行後約50年経過し、証紙の納付により徴収している手数料等は、自動車運転免許証交付手数料、食鳥検査手数料など685（平成27年4月1日現在）に及び、本県の収入証紙制度は、県に対する手数料等の納付方法として定着している。

一方、時代の変化とともに公金収納のあり方等も多様化しており、収入証紙による納付について見直しを行っている地方自治体も見られるところである。

そこで、本県の収入証紙の状況等を調査し、県民の利便性や県の事務の効率性の観点から課題や問題点の検証を行い、より適正で効果的な手数料等の徴収に資することを目的に監査を実施した。

3 監査の対象及び実施

(1) 監査の対象

条例及び鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号。以下「規則」という。）において、証紙により県に納付しなければならないと定められている手数料等の中から、平成27年度における取扱実績（本庁及び出先機関での取扱件数、金額等）について調査し、年間処理件数が多い手数料等（概ね年間1,000件以上）、県外からの申請が想定される手数料等など34の手数料等を選定した。（表1参照）

(2) 監査の実施

上記対象手数料等を取り扱う本庁及び出先機関の98機関を対象に、「行政監査に

係る調査票」により書面調査（平成28年12月～1月）を行い（表1参照），その調査結果や証紙の件数・金額等を考慮し，22機関（18手数料等）について監査を実施した。（表2参照）

（表1） 監査の対象手数料等及び書面調査対象機関

No.	証紙により徴収する主な手数料等(所管部局)	書面調査対象機関			本 序 ・ 単 独 機 関 等
1	短期大学入学検定料	総	県立短期大学	1	
2	准看護師の免許手数料	保	保健医療福祉課	1	
3	介護支援専門員証交付申請手数料	保	介護福祉課	1	
4	調理師免許手数料	保	健康増進課	1	
5	計量法関係手数料 (基準器検査手数料)	商	計量検定所	1	
6	電気工事士免状交付手数料	商	産業立地課	1	
7	一般旅券発給手数料	商	かごしま県民交流センター	1	
8	みつばち飼育許可申請手数料	農	畜産課	1	
9	農業大学校入学検定料	農	農業開発総合センター農業大学校	1	
10	建設業許可申請手数料	土	監理課	1	
11	宅地建物取引業免許申請手数料	土	建築課	1	
12	危険物取扱者免状交付手数料	危	消防保安課	1	
13	教育職員免許状関係手数料 (教育職員普通免許状授与手数料)	教	教職員課	1	
14	警察許可事務手数料 (風俗営業許可申請手数料)	警	生活安全企画課	1	
15	自動車運転免許証交付手数料	警	免許管理課，免許試験課	2	
16	安全運転管理者等講習手数料	警	交通企画課	1	

17	納税証明書交付手数料	総	各地域振興局県税(管理)課 (鹿児島、姶良・伊佐、大隅) 各支庁県税課(熊毛、大島) 鹿児島地域振興局自動車税課〔納税証明書のみ〕	6	地域振興局・支庁	
18	免税軽油使用者証交付手数料					
19	狩猟者登録手数料	環	各地域振興局林務水産課 (鹿児島、南薩、北薩、大隅) 各支庁林務水産課(熊毛、大島)	6		
20	漁船登録申請手数料					
4 (再)	調理師免許手数料	保	各地域振興局健康企画課 (南薩、北薩、姶良・伊佐、大隅) 各地域振興局保健福祉環境部各支所 (指宿、出水、大口、志布志)	10		
21	薬務関係手数料 (薬局開設許可申請手数料)		熊毛支庁健康企画課 屋久島事務所保健福祉環境課			
22	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	環				
23	動物愛護・狂犬病予防関係手数料 (抑留中の犬の飼養管理及び返還手数料)	保	各地域振興局衛生・環境課 (南薩、北薩、姶良・伊佐、大隅) 鹿児島地域振興局健康企画課	5		
24	飲食店営業等許可申請手数料					
25	特殊車両通行許可申請手数料	土	各地域振興局建設総務課(鹿児島、南薩、姶良・伊佐)，大島支庁建設課，各事務所総務(企画)課(屋久島、瀬戸内、徳之島)	7		
26	建築物確認申請手数料	土	各地域振興局土木建築課 (鹿児島、北薩、姶良・伊佐、伊佐市駐在、大隅) 熊毛支庁建設課	6		
27	食鳥検査手数料	保	各食肉衛生検査所 (知覧、串木野、阿久根、大口、志布志、鹿屋)	6	その他出先	
28	と畜検査手数料					
29	動物医薬品販売業許可申請手数料	農	各家畜保健衛生所 (鹿児島中央、南薩、北薩、姶良、曾於、肝属)	6		
30	飼料等定量分析手数料	農				
14 (再)	警察許可事務手数料 (風俗営業許可申請手数料)	警	各警察署 (南九州、日置、いちき串木野、薩摩川内、横川、肝付、鹿屋、錦江、屋久島、瀬戸内、沖永良部)	11	その他(県警)	
15 (再)	自動車運転免許証交付手数料					
31	自動車保管場所証明手数料					
32	道路使用許可申請手数料					
33	県立高等学校入学検定料 県立中学校入学者選抜手数料	教	各県立高校 (甲南、錦江湾、開陽、鹿児島東、頴娃、鹿児島水産、薩南工業、川内、鶴翔、大口、加治木、隼人工業、国分、鹿屋工業、屋久島、大島北、徳之島)	18	その他(教委)	
34	県立学校体育施設開放使用料		楠集中・高			
計 3 4			書面調査対象機関数	98		

(表2) 監査の対象手数料等、実施機関及び実施機関ごとの実施時期

No.	証紙により徴収する主な手数料等(所管部局)	監査実施機関			実施時期
1	短期大学入学検定料	総 保 商 教	県立短期大学	1	平成29年2月9日 平成29年6月8日 平成29年1月16日 平成29年1月16日 平成29年2月6日 平成29年6月8日 平成29年1月20日 平成29年2月7日
2	調理師免許手数料		健康増進課	1	
3	電気工事士免状交付手数料		産業立地課	1	
4	教育職員免許状関係手数料 (教育職員普通免許状授与手数料)		教職員課	1	
5	自動車運転免許証交付手数料	警	免許管理課	2	平成29年1月20日 平成29年2月7日
			免許試験課	2	
6	納税証明書交付手数料	総	鹿児島地域振興局県税管理課	3	平成29年1月23日 平成29年1月31日 平成29年6月8日
7	免税燃料使用者証交付手数料		大隅地域振興局県税課		
8	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		鹿児島地域振興局衛生・環境課		
9	動物愛護・狂犬病予防関係手数料 (捕留中の犬の飼養管理及び返還手数料)	保	南薩地域振興局衛生・環境課	2	平成29年1月17日
10	飲食店営業等許可申請手数料		北薩地域振興局衛生・環境課		
11	建築物確認申請手数料	土	姶良・伊佐地域振興局土木建築課	1	平成29年2月1日
12	食鳥検査手数料	保	串木野食肉衛生検査所	2	平成29年1月24日 平成29年6月8日
13	と畜検査手数料		大山食肉衛生検査所		
14	警察許可事務手数料 (風俗営業許可申請手数料)	警	南九州警察署	2	平成29年1月17日 平成29年2月7日
5 (再)	自動車運転免許証交付手数料		横川警察署		
15	自動車保管場所証明手数料				
16	道路使用許可申請手数料				
17	県立高等学校入学検定料 県立中学校入学者選抜手数料	教	甲南高等学校	5	平成29年1月20日 平成29年1月20日 平成29年2月9日
18	県立学校体育施設開放使用料		開陽高等学校		
19	会計課		加治木高等学校		
			鹿屋工業高等学校		平成29年1月31日
			楠隼中学校・高等学校		平成29年1月31日
			監査実施機関数	22	

4 監査の着眼点

監査の対象機関に対して、主に次の項目に着眼して監査を実施した。

- (1) 証紙に係る現行の制度の運営は、適切に行われているか、また、証紙に係る事務は適正に行われているか。
- (2) 証紙による納付手続や納付方法について、申請者にとっての利便性が確保されているか。
- (3) 証紙による納付手続や納付方法が、制度として適切かつ効率的であるか。

第3 監査の結果

1 収入証紙制度の概要

(1) 収入証紙制度の概要

ア 収入証紙制度

収入証紙制度は、県民等が県に対する手数料等を納付する際の納付方法の一つであり、県があらかじめ印刷した証紙を、県指定の証紙販売人を通じて購入し、県に提出する申請書等に貼付することによって手数料等を納付することを通じて県が手数料等を収納するものである。

イ 本県における収入証紙制度

新版逐条地方自治法第8次改訂版（松本英昭著）によると、「歳入の収納は、現金で行うのが（中略）原則であったが、現金主義の建前を固執することは、住民にとっても普通地方公共団体にとっても非常に不便をきたす場合があった。改正前において現金主義の例外的取扱いを認めた明確な規定がなかったにもかかわらず、大多数の普通地方公共団体が必要に迫られて昭和38年の改正前の令第148条ただし書の規定中「納額告知書又は納付書により難いもの」を根拠として規則の定めるところにより証紙による収入の方法を採用していたが、昭和38年の改正により、証紙のほか、口座振替及び証券による収入の方法が制度に明定された。」とある。

本県においては、条例が、昭和38年12月23日に公布、昭和39年4月1日から施行され、同日から施行された規則の附則で、「収入証紙取扱規則（昭和33年鹿児島県規則第41号。）は、廃止する」とあり、法の改正を受けて条例を制定する以前（昭和33年）から、収入証紙制度が運用されていた。

(2) 証紙により徴収する手数料等

ア 証紙により徴収する手数料等

法第231条の2第1項に、「普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる」とされ、本県においては、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年条例第11号）や個別の条例において規定されている手数料等のうち、条例第2条に、「規則で定める使用料及び手数料は、証紙により県に納付しなければならない」と規定されている。

また、同条ただし書で、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項又は鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料又は手数料は、当該申請等を行うことにより得られた納付情報により納付することができる」と規定されているが、現在これらの方針による使用料又は手数料はない。

イ 証紙の納付方法

証紙の納付方法については、規則第3条において、「収入証紙は、申請書、願書、検査証票その他の書類にはりつけて使用するものとする。ただし、特に知事が定めるものについては、この限りでない」とされている。

なお、ただし書の「この限りでない」ものとして知事が定めたものはない。

(3) 証紙販売人等

ア 証紙販売人の指定

証紙販売人については、条例第5条において、「収入証紙は、収入証紙の販売に必要な資力及び信用を有する者の中から知事が指定した収入証紙販売人が、収入証紙販売所であることを標示した販売所で販売するものとする」とされている。

証紙販売人の指定等の手続きについては、条例第6条において、「証紙販売人を募集するときは、規則に定めるところにより、必要な事項を公告しなければならない」とされており、また「証紙販売人の指定を受けようとする者で前条に規定する資格を有するものが同一区域内に2人以上あるときは、抽せんにより証紙販売人を指定する」とされている。

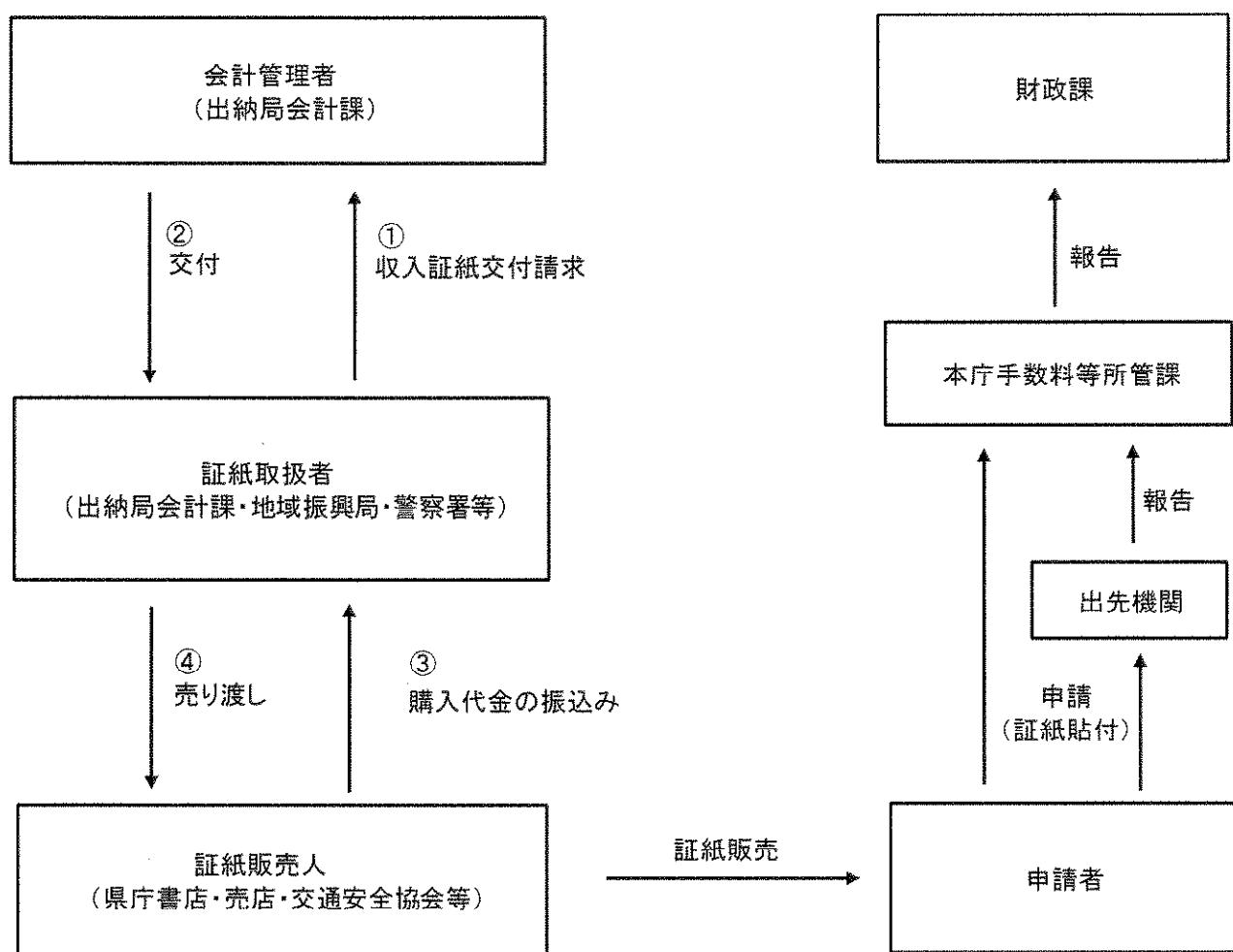
なお、平成28年3月31日現在の証紙販売人は、117者である。

イ 証紙取扱者

証紙取扱者は、規則第7条において、「会計管理者及び規則別表第2の左欄に掲げる県の機関の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる」とこととされており、出納局会計課のほか、各地域振興局やその支所、各支庁やその事務所の17機関、各警察署のうち11警察署の計29機関の指定職にある者が証紙取扱者となっている。

(4) 収入証紙制度における手続等の流れ

本県の収入証紙制度における手続等の流れを図示すると、次のとおりである。



2 監査の結果

書面調査や監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 申請受付の状況

ア 受付等の体制

証紙の納付により徴収している手数料等に係る申請の受付事務の担当者数は、1人が25機関、2人以上が73機関であり、多くの機関で複数人による受付体制がとられていた。

＜申請の受付事務担当職員数＞（書面調査）

選択肢	回答数	割合 (%)
① 1人	25	25.5
② 2人	21	21.4
③ 3～5人	29	29.6
④ 6人以上	23	23.5
合 計	98	100.0

また、収納した証紙のチェックについては、担当者のみが13機関、上司を含めた複数人が85機関であり、多くの機関で複数人のチェック体制がとられていた。

＜証紙のチェック体制＞（書面調査）

選択肢	回答数	割合 (%)
① 担当者のみ	13	13.3
② 複数人体制	85	86.7
③ その他	0	0.0
合 計	98	100.0

イ 県外居住者からの申請

証紙の納付により徴収している手数料等に係る申請について、県外居住者からの申請がある56機関のうち31機関が、証紙販売人（所）を案内していた一方、25機関では、手数料等を現金書留、普通為替証書、定額小為替証の証紙以外で受け取っていた。

＜証紙以外での受け取り＞（書面調査、複数回答可）

選択肢	回答数	割合 (%)
① 県外居住者からの申請はない	40	41.7
② 証紙販売人を案内し、申請者が購入する	31	32.3
③ 証紙以外（現金他）で受け取る場合がある	10	10.4
④ その他	15	15.6
合 計	96	—

(2) 处理の状況及び実績報告

ア 处理の状況

証紙の納付により徴収している手数料等に係る申請を受け付けた場合に、申請の処理経過がわかる処理簿等を備えている機関は 80 機関 (81.6%) であり、また、「担当者以外でも処理経過がわかるようになっている」機関が 83 機関 (84.7%) であった。

多くの機関で処理経過を把握できる状況にある。

<処理経過がわかる処理簿等> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① 備えている	80	81.6
② 備えていない	18	18.4
合 計	98	100.0

<処理経過が担当者以外でも確認ができるようになっているか> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① なっている	83	84.7
② なっていない	13	13.3
③ その他	2	2.0
合 計	98	100.0

イ 証紙収入実績報告書

証紙により手数料等の納付があった場合は、規則第 21 条において、「出先機関の長は、(中略) 每月分の収入実績について証紙収入実績報告書を作成し、翌月の 15 日までに、その使用料及び手数料を所掌する課長に提出しなければならない。各課長は、(中略) 每月分の集計表を作成し、当該月の翌月 20 日までに知事に報告する」ととされている。

この実績報告が期限に間に合わないことがある機関は 6 機関、報告事務に負担を感じている機関は 7 機関であった。手数料等の種類が多い機関や本庁主務課では実績報告の取りまとめに時間や労力を要していた。

一方、警察許可事務においては、許認可のシステムにより日々の入力で証紙による手数料等の納付実績の報告書が作成され、警察本部主務課からも手数料等の納付実績を確認できるようになっており、また、教育職員免許証交付事務においても、システムにより納付実績がまとめられるなど、多くの機関で報告事務の効率化が図られていた。

<証紙収入の実績報告が間に合わない場合があるか> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① ある	6	6.3
② なし	90	93.8
合 計	96	100.0

<毎月の報告事務に負担があるか> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① ある	7	7.2
② なし	90	92.8
合 計	97	100.0

(3) 部局別証紙収納実績（平成 27 年度）

平成 27 年度の収入証紙の収納件数及び金額は、本庁は、64,178 件、348,961,115 円、出先機関は、144,031,609 件、3,586,495,950 円、合計 144,095,787 件、3,935,457,065 円であった。部局別では、保健福祉部が 143,019,535 件、1,559,170,390 円、公安委員会が 911,014 件、1,794,077,710 円、土木部が 61,177 件、323,460,730 円であった。

(単位：件、円)

部局別	証紙により徴収する主な手数料等	本庁分		出先機関分		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
総務部	・県立短期大学入学検定料 ・納税証明書交付手数料	0	0	22,987	20,630,500	22,987	20,630,500
県民生活局	・賃金業者登録申請手数料	3	450,000	16	6,400	19	456,400
企画部	・不動産鑑定業者登録申請手数料	12	155,200	0	0	12	155,200
環境林務部	・産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 ・狩猟者登録手数料	566	20,249,600	8,230	43,611,100	8,796	63,860,700
保健福祉部	・食鳥検査手数料 ・畜検査手数料	4,035	18,142,400	143,015,500	1,541,027,990	143,019,535	1,559,170,390
商工労働水産部	・一般旅券発給手数料 ・漁船登録申請手数料	2,350	14,909,240	33,616	68,853,920	35,966	83,763,160
農政部	・みつばち輸飼許可申請手数料	1,008	5,404,415	1,008	3,148,610	2,077	8,613,025
土木部	・建設業許可申請手数料 ・建築物確認申請手数料 ・特殊車両通行許可申請手数料	39,878	232,310,530	21,299	91,150,200	61,177	323,460,730
危機管理局	・危険物取扱者免状交付手数料	8,607	34,258,480	68	459,400	8,675	34,717,880
教育委員会	・県立高等学校入学検定料 ・教育職員普免証交付手数料 ・県立学校体育施設開放使用料	6,648	19,251,450	18,881	27,299,930	25,529	46,551,370
公安委員会	・自動車運転免許証交付手数料 ・自動車保管場所證明手数料	1,071	3,769,800	909,943	1,790,367,910	911,014	1,794,077,710
合 計		64,178	348,961,115	144,031,609	3,586,495,950	144,095,787	3,935,457,065

(4) 証紙販売人の状況

ア 指定状況

平成 28 年 3 月 31 日現在の証紙販売人は、117 者であり、このうち県の機関と同一敷地にある証紙販売人は 55 者 (47.0%) となっている。また、市町村別にみると三島村、十島村、東串良町、南大隅町、伊仙町の 5 町村には証紙販売人がいない状況である。

<市町村別の証紙販売人の指定状況>

市町村名	証紙販売人	申請受付機関（県機関）と同一敷地	その他
鹿児島市	17	8	9
鹿屋市	5	2	3
枕崎市	2	1	1
阿久根市	3	1	2
出水市	4	2	2
指宿市	3	1	2
西之表市	2	2	0
垂水市	3	1	2
薩摩川内市	7	4	3
日置市	2	2	0
曾於市	2	1	1
霧島市	5	3	2
いちき串木野市	3	1	2
南さつま市	7	3	4
志布志市	4	2	2
奄美市	6	2	4
南九州市	4	2	2
伊佐市	3	2	1
姶良市	4	4	0
三島村	0	0	0
十島村	0	0	0
さつま町	2	1	1
長島町	2	0	2
湧水町	1	0	1
大崎町	1	0	1
東串良町	0	0	0
錦江町	1	1	0
南大隅町	0	0	0
肝付町	3	1	2
中種子町	1	0	1
南種子町	1	0	1
屋久島町	4	2	2
大和村	1	0	1
宇検村	1	0	1
瀬戸内町	1	1	0
龍郷町	1	0	1
喜界町	2	1	1
徳之島町	3	2	1
天城町	1	0	1
伊仙町	0	0	0
和泊町	2	1	1
知名町	1	0	1
与論町	2	1	1
合計	117	55	62

また、最近3年間の証紙販売人の指定・解除の状況は、平成25年度が指定1件、解除2件、平成26年度が指定4件、平成27年度が解除1件であった。

イ 最寄りの証紙販売人（所）

証紙販売所が手数料等の納付機関と同一敷地内にある機関は、65機関（66.3%）であった。

また、同一敷地内にはない33機関のうち、最寄りの証紙販売所までの自動車での往復所要時間は、10分未満が13機関（39.4%）、10分以上30分未満が15機関（45.5%）、30分以上が5機関（15.2%）であった。

＜最寄りの証紙販売所が同一敷地内にあるか＞（書面調査）

選択肢	回答数	割合 (%)
① ある	65	66.3
② ない	33	33.7
合 計	98	100.0

＜最寄りの証紙販売所までの往復所要時間（自動車）＞（書面調査）

選択肢	回答数	割合 (%)
① 1～5分未満	6	18.2
② 5～10分未満	7	21.2
③ 10～30分未満	15	45.5
④ 30分以上	5	15.2
合 計	33	100.0

ウ 売渡実績

平成27年度における証紙販売人への証紙の売渡金額の合計は、3,960,248,395円であった。また、証紙販売人への売渡金額が最も多いのは、（公財）鹿児島県交通安全協会（交通安全センター内）の537,030,900円であり、次いで鹿児島県養鶏協会の336,152,150円、曾於地区食品衛生協会の187,835,020円の順であった。

＜証紙販売人別の売渡実績（上位5者）＞

証紙販売人	売渡金額（円）	割合(%)
（公財）鹿児島県交通安全協会	537,030,900	14.5
鹿児島県養鶏協会	336,152,150	8.5
曾於地区食品衛生協会	187,835,020	4.7
（有）アール・エス・エス県庁書店	157,303,500	4.0
鹿屋地区食品衛生協会	146,141,100	3.7
（略）	（略）	（略）
全 体	3,960,248,395	100.0

エ 証紙販売人の周知・広報

証紙販売人(所)の周知・広報の方法については、「県のホームページでの案内」が30機関(30.6%)、「申請書の説明書等の中に記載」が14機関(14.3%)、「チラシの作成配布」が4機関(4.1%),その他(問合せがあった際口答で説明する,掲示を行っている等)が42機関(42.9%)であった。

一方、「特に周知等を行っていない」機関が36機関(36.7%)であった。

<証紙販売人(所)の場所,販売時間の周知・広報>(書面調査,複数回答可)

選択肢	回答数	割合(%)
① 県のホームページでの案内	30	30.6
② 申請書の説明書等の中に記載	14	14.3
③ チラシの作成配布	4	4.1
④ その他	42	42.9
⑤ 特に周知等を行っていない	36	36.7
合計(回答機関数)	98	—

また、県民への周知・広報については、「十分である」機関が68機関(69.4%)ある一方、「あまり十分でない」、「不十分」な機関が30機関(30.6%)であった。

<県民への周知・広報は十分か>(書面調査)

選択肢	回答数	割合(%)
① 十分	68	69.4
② あまり十分でない	29	29.6
③ 不十分	1	1.0
合計	98	100.0

(5) 証紙に係る経費の状況

ア 証紙の種類

証紙の種類は、1円券, 2円券, 3円券, 5円券, 10円券, 30円券, 50円券, 100円券, 200円券, 250円券, 300円券, 400円券, 500円券, 1,000円券, 1,500円券, 2,000円券, 3,000円券, 5,000円券, 10,000円券の19種類であり、条例で規定されている。

なお、他県においては、3万円(長崎県, 大分県, 宮崎県), 5万円(千葉県, 長野県, 滋賀県, 大分県等), 10万円(神奈川県)等の高額証紙が発行されている。

イ 証紙の印刷及び経費

出納局会計課によると、証紙にかかる経費について、平成 27 年度は、印刷費が 6,264,021 円、輸送費(送料)が 190,440 円、証紙販売手数料が 128,311,508 円の合計 134,765,969 円であった。

<証紙制度の維持にかかる経費>

(単位：円)

年度	印刷費	送料	証紙販売手数料	合計
H 2 7	6,264,021	190,440	128,311,508	134,765,969
H 2 6	4,032,747	143,020	130,554,008	134,729,775
H 2 5	6,051,701	141,733	125,525,547	131,718,981

証紙の印刷については、出納局会計課が、毎年の証紙売渡実績や、在庫状況を勘査して、必要枚数を算出した上で、年 1 回、独立行政法人国立印刷局に発注している。

なお、平成 27 年度においては、証紙のうち額面の少ない 1 円券、2 円券、3 円券、5 円券、30 円券は印刷が行われておらず、また売渡しも少ない。

ウ 証紙販売手数料

証紙販売人に支払う証紙販売手数料は、条例第 11 条において「収入証紙の額に 100 分の 3.24 を乗じて得た額を、収入証紙を売り渡す際に証紙販売人に交付する」とこととされている。なお、直近 3 年間の証紙販売手数料は、次のとおりである。

<証紙販売人に交付した販売手数料>

年度	証紙販売手数料(円)
H 2 7	128,311,508
H 2 6	130,554,008
H 2 5	125,525,547

(6) 現金収納事務の状況

証紙の納付により手数料等を徴収している機関のうち、県税や入学料等の現金収納を行っている機関は、59 機関 (60.2%) であった。

また、現金収納を、「ほぼ毎日」行っている機関が 9 機関 (15.3%)、「2 ~ 3 日に 1 回程度」行っている機関 10 機関 (16.9%)、「1 週間に 1 回程度」行う機関が 13 機関 (22.0%) であった。

<現金収納を行っているか> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① ある	5 9	60.2
② ない	3 9	39.8
合計	9 8	100.0

「現金収納を負担と感じている」機関は、22機関（37.3%）あり、かなりの機関で現金収納について負担に感じていた。

負担を感じる理由は、「現金収納票作成による金融機関への当日、若しくは翌日までの納付手続き」や、「現金の管理責任リスク」、「釣り銭の準備」、「収納金融機関が近隣にない」ことなどが挙げられていた。

<現金収納の頻度> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① ほぼ毎日	9	15.3
② 2～3日に1回程度	10	16.9
③ 1週間に1回程度	13	22.0
④ その他	27	45.8
合 計	59	100.0

<現金収納を負担と感じることがあるか> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① ある	22	37.3
② ない	37	62.7
合 計	59	100.0

(7) 申請者からの苦情・要望等

申請者（県民等）からの苦情や要望がある機関は、7機関（7.1%）であった。

苦情や要望の主な内容は、「県外居住者は県の証紙の購入が困難」、「申請窓口で証紙を購入できない」であった。

<申請者（県民等）からの苦情や要望> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① ある	7	7.1
② ない	91	92.9
合 計	98	100.0

<要望や苦情の内容> (書面調査)

選択肢	回答数	割合 (%)
① 県外居住者は県の証紙の購入が困難である	3	42.9
② 申請窓口で証紙を購入できない	2	28.6
③ 希望の額面の証紙が買えない	0	0.0
④ 金額が多額で面倒である	1	14.3
⑤ 他の方法で納められない	1	14.3
⑥ その他	0	0.0
合 計 (回答機関数)	7	100.0

(8) 収入証紙制度上の課題

収入証紙制度について、「課題がある」と考えている機関は、12 機関 (12.2%) であった。

課題の主な内容は、「種類が多い、収入証紙のサイズが大きい」、「誤って多く購入した場合、県の申請書にしか利用できない」、「販売場所が少ない」などであった。

＜収入証紙制度上の課題＞（書面調査）

選択肢	回答数	割合 (%)
① ある	12	12.2
② ない	86	87.8
合 計	98	100.0

＜課題の内容＞

- ・種類が多い、収入証紙のサイズが大きい。
- ・誤って多く購入した場合、県の申請書にしか利用できない。
- ・報告事務が繁雑であるが、現金よりは問題が少ない。
- ・販売場所が少ない、収入証紙についての広報が少ない。
- ・収入印紙と間違えやすい。
- ・県外居住者が容易に証紙の購入又は納付書等による納付ができる仕組みが必要である。
- ・証紙制度のメリットが県民に見えにくくデメリットが大きい。メリットも広報すべき。
- ・証紙は水につけないといけないのでシール式にできないか。
- ・申請書類は決裁日で管理するが、証紙実績は消印日で管理するため整理がしづらい。
- ・町内の証紙販売人は1者（交通安全協会）のため、常駐しなければならない。

(9) 収入証紙制度のメリット・デメリット

収入証紙制度の主なメリット・デメリットは、次のとおりである。

(書面調査)

	メリット（回答数の多い順）	デメリット（回答数の多い順）
申請者にとつて	<ul style="list-style-type: none"> ・証紙の貼付により郵送での申請が可能である。 ・現金のやりとりがないため、窓口で申請に要する時間や待ち時間が短時間ですむ。 ・現金を持ち歩く必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請とは別の窓口で証紙を事前購入することが必要である。 ・県外居住者等（遠隔地の方など）にとって購入が困難又は不便である。 ・貼付枚数が多いと貼付が面倒である。 ・収入証紙と収入印紙を間違う場合がある。 ・証紙販売所が少なく、取扱時間が限定されて利便性が悪い。 ・証紙の使用を取りやめた場合の換金手続きが煩雑である。
県にとつて	<ul style="list-style-type: none"> ・現金取扱いに伴う管理責任やリスクがない。 ・申請時に手数料等が納付されるため、未収が発生しない。 ・出納員等の常時配備が不要であり、運営経費が経済的である。 ・（現金の取扱いに係る）不正事案が防止できる。 ・現金出納より、証紙の方が時間・手間を省ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証紙に係る事務処理（消印及び確認、証紙収入実績報告書の作成）に時間を要する。 ・証紙販売人など他機関の協力が必要である。 ・証紙による収納に経費（印刷費、販売手数料）が必要である。

(10) 主な手数料等ごとの現状と課題

【と畜検査手数料・食鳥検査手数料】(串木野食肉衛生検査所, 大口食肉衛生検査所)

と畜検査や食鳥検査の検査頭数（羽数）については、持ち込み数と検査頭数（羽数）が異なる場合があることや、検査頭数（羽数）が大量であることから、申請時ではなく、とさつ前（検査直前）に検査頭数（羽数）を確定している。

そのため、申請者は、検査終了後（概ね翌日）に、検査した頭数（羽数）分の手数料相当額の証紙を貼付した申請書を提出し、検査所では実際に検査を行った日付に遡り、検査申請を受付処理していた。

また、申請には、1件の手数料額が50万円を超える場合、証紙の額面は1万円が上限であることから申請者が50～70枚の証紙を購入し、用紙2枚にわたって貼付している例があり、申請者及び受付機関において、大量の証紙の貼付や消印作業など煩雑な事務処理を行っている。

申請の1回分が高額になることや手数料の納入者が固定されていること（串木野食肉2者、大口食肉3者）、検査終了後に手数料を確定せざるを得ないことなどから、証紙による手数料の納付のメリットが十分發揮されていない状況があった。

【入学検定料・入学者選抜手数料】(県立短期大学, 甲南高等学校ほか3校, 楠隼中学・高等学校)

県立短期大学の入学検定料については、県外からの志願者など証紙購入が困難な場合は、郵便局が発行する普通為替証書を送付するよう案内しており、送られてきた普通為替証書を職員が現金化して証紙を購入し入学願書に貼付している。

なお、普通為替証書を受領した場合の取扱いについては、平成28年度に受払簿を作成し、処理を記録している。

また、県立高校の入学検定料及び県立中学の入学者選抜手数料については、県立短期大学と同様、県外からの志願者に対して普通為替証書を送付してもらう学校があった。

【自動車運転免許証交付手数料】(免許管理課, 免許試験課, 南九州警察署, 横川警察署)

自動車運転免許関係手数料に係る事務については、証紙販売人である（公財）鹿児島県交通安全協会が受託している。

自動車運転免許証交付手数料については、申請者が窓口で手数料相当額の証紙購入代金を支払い、同協会職員から証紙の貼付された申請書の交付を受けた後、別窓口に申請書を提出し、同協会職員が受付を行っている。

また、警察署においては、申請者は、証紙販売人である県交通安全協会から必要な証紙を購入し、同協会職員が、申請者の了解の下、本人の面前で証紙を貼付する場合があった。

【抑留中の犬の飼養管理及び返還手数料】（南薩地域振興局衛生・環境課、北薩地域振興局衛生・環境課（動物管理所））

捕獲された犬の返還に関する手数料については、犬を抑留している動物管理所の近隣には証紙販売所がないことから、申請者は、動物管理所で、捕獲された犬と手数料額を確認後、自動車で約5分又は約15分離れた証紙販売所で証紙を購入し、再度、動物管理所に戻って申請して犬の返還を受ける場合がある。

また、一部の申請者からは、動物管理所で現金での返還手続きができないことに対する不満の声がある。

【教育職員普通免許状授与手数料】（教職員課）

教育職員免許状の交付については、再交付や書換え等も含めると、年間約6,500件ある。証紙の購入が困難な県外居住者からの申請については、申請書に加え、手数料相当分の普通為替証書等を送付するよう県ホームページ等で広報している。

審査は、概ね短期間で処理されるが、書類不備で申請書類を返却した結果、当初の申請から交付まで1月程度を要する場合がある。

【納税証明書交付手数料】（鹿児島地域振興局県税管理課、大隅地域振興局県税課、鹿児島地域振興局自動車税課）

県税の納税証明書交付手数料については、鹿児島県税条例により定められた額の証紙を納税証明請求書に貼付することにより納付することとされている。

証紙は、地域振興局・支庁内の売店等において証紙販売人により販売されているが、県外居住者等で証紙販売人からの購入が困難な場合等においては、納税証明請求書に手数料相当額の現金又は定額小為替証書を同封し、郵送により申請することができる旨を県ホームページ等で広報している。

郵送された現金及び定額小為替証書については、受付処理簿等により收受の記録がなされており、併せて、納税証明書の返送までの処理過程が確認できるよう管理されている。

第4 監査意見

証紙の納付による手数料等の徴収は、県にとっては、①現金取扱いに伴う管理責任やリスクが発生しないこと、②手数料等が申請時に納付されるため、未収が発生しないこと、③現金で納付される場合における人員が不要であり、手間等も軽減されることなど、許認可事務や収納事務の効率的で経済的な事務処理にもつながる方法であることが認められた。

一方、申請者にとっては、①手数料等の金額が高額の場合に、大量の証紙を貼付する必要があること、②証紙販売所で証紙を予め購入する手間が必要であること、③県外や遠隔地の居住者などは証紙の購入が困難な場合があること、④証紙販売所が申請先の県の出先機関、学校等に隣接していない場合があるなど、申請手続が不便である面が認められた。

特に、県外や遠隔地の居住者が手数料等を証紙で納付する場合は、手数料等を現金や普通為替証書、定額小為替証書で受け取り、職員が証紙を購入し、申請書に貼付している機関があった。

このような取扱いについては、各機関の申請要領等やホームページ上で、「普通為替証書や定額小為替証書でも手数料として受領する」旨記載している機関もあるが、厳密に言えば、条例に定める「証紙による納付」ではなく、各機関が証紙の購入が困難な状況にある申請者に配慮してやむを得ず行っているものと思われる。

また、1回の申請に係る納付額が高額で、かつ、特定の申請者から毎日のように納付がある場合については、証紙による納付のメリットが十分生かされているかという点で疑義を生じる。

以上のことから、申請者の利便性の向上と収入証紙制度の適切かつ効率的な運営に向け、次の事項について改善し、又は検討されたい。

(1) 証紙貼付のみなし受託の導入の検討

県外や遠隔地の居住者などからの郵送による申請や、証紙販売所が申請受付窓口から離れている場合など、証紙の購入が困難な状況にある申請者については、申請者の利便性を考慮し、例外的に職員による証紙貼付の代行を認めることが現実的であると考えられる。

そのため、「現金等で納付された場合は、受理機関に証紙の貼付の委託があつたものとみなす」など、実態に即した規則の見直しについて検討すること。

(2) 証紙の額面の検討

条例では、1円から1万円まで19種類の証紙が規定されているが、手数料の額が1回あたり数十万円と高額になる場合や、同一人が頻繁に申請する手数料等もある。

そのため、証紙の貼付枚数や確認作業を軽減する観点から、手数料所管課の意見を確認の上、他県で導入されている1万円を超える額面の証紙の導入を検討すること。

また、2円、3円、30円等使用頻度の低い額面の証紙の廃止についても、併せて検討すること。

(3) 要望

監査の結果、「改善・検討を要する事項」は上記のとおりであるが、加えて、次のとおり要望する。

ア 納付方法の見直し

と畜検査などのように、手数料が高額であり、申請時に額の確定が難しく、特定の申請者から毎日のように納付があるような場合は、口座振替による収納への変更ができないか検討されたい。

イ 証紙の消印の取扱い

規則上、消印は、「検査の際又は申請書若しくは願書等を受理したとき」と規定されているが、と畜検査などでは、検査終了後（概ね翌日）に証紙を納付させ、消印日は検査日に遡って処理されている実態があることから、規則に即した取扱いについて検討されたい。

ウ 処理簿等による記録管理

証紙の購入が困難な状況にあるため、手数料等を現金や普通為替証書、定額小為替証書で納付された場合は、職員に現金への交換、証紙購入手続き事務が発生するとともに、事務処理終了までの間の現金等の保管事務も必要なことから、証紙を取り扱う各機関において、受付日、金額、処理経過等を記録した処理簿を作成し、管理することが必要である。

このような現金等の取扱いは、県の多くの機関で共通した課題でもあるため、統一的な指導、通知等を検討されたい。

エ 証紙販売人の周知・広報

証紙販売人の名称、所在等については、出納局会計課や証紙を取り扱う多くの機関が県民等に周知しているところであるが、周知・広報を行っていない機関や周知・広報が十分でないと考えている機関も一定数あることから、証紙制度の広報に加え、証紙販売人の設置場所、販売時間等についても、より一層の情報提供に努められたい。

オ 事務処理の効率化・省力化

毎月の県知事への証紙収入の実績報告については、証紙を取り扱う機関において、効率的な報告事務に努めているところであるが、一部の機関においては、許認可のシステムとの連動により報告事務の効率化・省力化が図られていることから、更なる報告事務の効率化・省力化について検討されたい。